

【質問項目】 屋内退避について

- ① 屋内退避中のライフラインの確保、食料飲料などの入手、ごみ出しなどは、どのようになるのか。
- ② 支援が必要な人、デイサービスやヘルパー、訪問医療を通常利用している人への支援はどのようになるのか。
- ③ 屋内退避中の小売業や病院、クリニックなどの事業の継続は、だれがどのように判断するのか。
- ④ プルームが来た場合、クラウドシャインは屋内退避では 10%しか防げないという原子力規制委員会の試算が公表されている。屋内退避では県民の健康が守れないということを県は国に主張すべきではないか。
- ⑤ 個人宅での屋内退避では希ガスは防げず、屋外と同様の被曝をする。心身の不自由な住民は放射線防護対策施設までどうやって行くのか。

【回答】

①、②

屋内退避を継続するためには、電気、ガス、上下水道等のライフラインや食料の確保が重要となるため、県では、各ライフラインの確保に向けて、ライフライン事業者や関係団体と協議し、原子力災害時でも供給継続できる体制整備を支援しております。

また、昨年 10 月に国の「原子力災害対策指針」が改定され、屋内退避の解除要件や避難への切替えの判断基準をはじめ、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出、住民等の生活を支える民間事業者の活動など、屋内退避の運用が指針に位置付けられたところです。

③

法令に基づき災害対応を実施する責務がある国や地方公共団体、指定公共機関等については、原子力災害対策指針や防災基本計画等に示す放射線防護の考え方に沿って、必要な防護装備や線量管理等の放射線防護対策を行いつつ、国の判断に基づいて活動することとなります。

また、自治体と協定を結んでいる民間事業者については、当該協定に基づいて、災害時の応急対策を実施することになり、それ以外の民間事業者については、最終的には各々の事業者が活動継続を判断することになります。

④

国の「原子力災害対策指針」においては、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化することなどを目的として、原子力災害対策が円滑に実施されるよう、原子力災害の事前対策や緊急事態の応急対策など、専門的・技術的な事項を定めております。

なお、被ばくの防止については、あらかじめ避難することにより、被ばくの軽減については、安定ヨウ素剤の服用や屋内退避により行うものとされており、こうした避難や屋内退避といった防護措置の基本的な考え方は、IAEA（国際原子力機関）の国際基準に沿ったものとなっております。

⑤

公的機関が手配したバス・福祉車両等により放射線防護対策施設まで避難することを想定しております。